

令和6年度

電気自動車購入支援補助金

～ 電気自動車等の購入負担を軽減するため、購入費用の一部を補助します ～

対象者

新車の対象自動車を購入またはリース契約を締結した方であって、次に掲げる要件を満たしている方

- ① 市内に居住している方(個人)
- ② 市内に事業所又は事務所を有する事業者(法人)
- ③ 市税を滞納していないこと

※ ①と②はどちらか

対象自動車

- ① 電気自動車
- ② プラグインハイブリッド自動車
- ③ 燃料電池自動車

※自動車検査証の初度登録年月が令和6年4月1日以降の新車であること

補助金額

対象自動車

1台当たり **10万円**

20台限定で先着順!

※ 1世帯または1事業所につき、同一年度内1台の限度です

手続き

補助金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付(裏面確認)して提出してください

- 受付期間 令和6年5月7日
～令和7年2月28日
※補助金交付額が予算額に達した時点で受付を終了します
- 提出先 市環境課(本庁舎1階)

※ 郵送提出は不可です

～ 本事業は、県税の「みやぎ環境税」から、市へ交付される補助金を活用しています ～



申請窓口・問合せ先

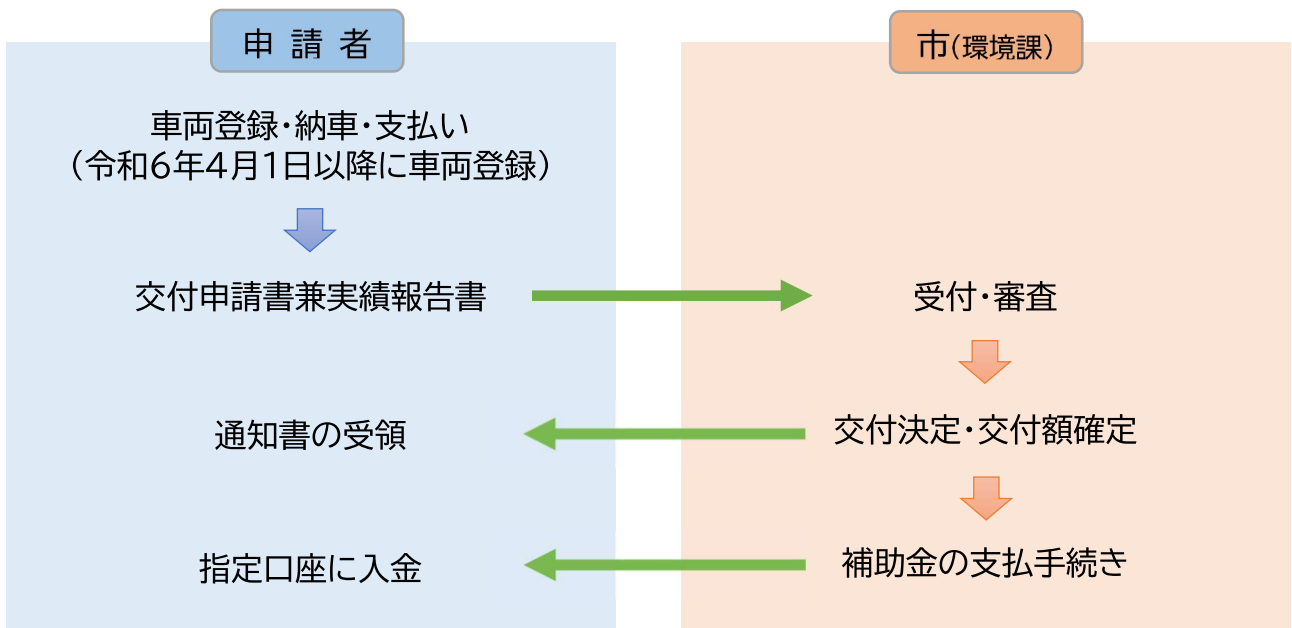


栗原市 市民生活部 環境課 環境政策・施設係【市役所本庁舎1階】

[〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号]

TEL 0228-22-3350 E-mail kankyo@kuriharacity.jp

手続きの流れ



申請書類

交付申請書兼実績報告書(※)に次に掲げる書類を添付して提出してください

(※) 市役所環境課・各総合支所に備え付けており、市ホームページからもダウンロードできます

- ① 対象自動車の購入代金(リース契約に係る使用料を含む)に係る請求書または契約書の写し
- ② 対象自動車の購入代金の支払いに係る領収書等の写し
- ③ 対象自動車の自動車検査証の写し
- ④ 対象自動車の写真(正面・後面・左右側面)
- ⑤ 補助金の振込先口座が確認できる書類等の写し
- ⑥ 市内に居住(個人)もしくは市内に事業所または事務所を有する事業者(法人)を証する書類
- ⑦ 市税を滞納していないことを証する書類

処分制限

対象自動車を取得後(車検証の交付を受けた日後)、4年以内に譲渡や廃車等の処分をする場合には、事前に市の承認が必要となります

～ 『地球を思いやり やさしい暮らしを営むまち』を目指しましょう ～

 不明な点は、環境課にお問い合わせください 